

ボラマガ

～ボランティアセンターマガジン～

令和4年10月15日号 第57号

発行 社会福祉 神栖市社会福祉協議会 ボランティアセンター
法人

〒314-0121 神栖市溝口1746番地1

TEL : 0299-93-1029 FAX : 0299-92-8750

ホームページ <https://www.kamisushakyo.jp>

※ホームページでは、この広報紙に掲載している写真をカラーでご覧になれます

メールアドレス info@kamisushakyo.jp

ボランティアとは

ボランティアはどの年代でも自分の興味や関心によって、時間の余裕や生活に合わせてできるものです。また特別な資格・技術を持つ人や志が高い人だけに限られた活動ではありません。特に福祉分野のボランティアは日常生活の延長でできることもたくさんあります。

ボランティアは協力して成し遂げる「楽しさ」や、学校や職場では体験できない「出会い」と「学び」があります。そして年齢や職業、地域や国籍を超えたネットワークが生まれていきます。ボランティアは自分には縁遠いもの

と思う方もいるかもしれませんが、とても身近なところで楽しみながら活動をしている人たちもいます。



皆さんも自分らしさを大切にしながら、ボランティア活動の第一歩を踏み出してみませんか。

社協は次の4つをボランティアの活動原則に位置づけています

○自主性・主体性

他から強制されたり、義務としてするのはなく、個人の自由意思で行う活動です。

○無償性・無給性・非営利性

経済的な報酬を求める活動ではありません。お金では得られない出会いや発見、感動や喜びを得る活動です。

○社会性

誰もがいきいきと豊かに暮らしていけるように支え合い、学び合う活動です。

○創造性・先駆性・開拓性

さまざまな視点から活動を進め、よりよい社会を自分たちで創る活動です。

ボランティアセンターをご利用ください

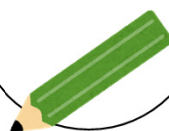
社協のボランティアセンターでは、様々な市民活動を実践している個人・団体の方々にボランティア登録をいただいています。福祉分野の相談を主に受けているため、おのずと福祉的なボランティアのマッチングが多くなりますが、自分たちで新しいグループを作りたい、ボランティアグループに入っ

むすぶ 【相談・紹介】



ボランティア活動を始めたい人やボランティアを必要とする方、福祉施設・団体からの相談を受け、必要に応じて紹介をします。また、ボランティア活動をしたい方の登録も受け付けています。

まなぶ 【養成・研修】



ボランティアに関心のある方や実際に活動をしている方などを対象に講座を開催します。また、ボランティアグループや福祉施設・団体などと連絡を取り合っ

ささえる 【活動支援】



必要資材の貸出や作業スペースの提供、ボランティアグループへの活動費の助成、安心してボランティア活動ができるようにボランティア保険の加入や掛金の助成を行っています。

つたえる 【情報発信】



広報紙「ボランティアセンターマガジン」を偶数月に発行しています。また、ホームページでボランティア関連情報などを掲載しています。

ボランティアセンターに登録すると



窓口

- ・ボランティア活動のコーディネートおよび連絡調整を図ります。
- ・助成金や社協事業等の案内、活動のための支援が受けられます。
- ・ボランティア保険の加入手続きも受付しています。

貸出ロッカー



コピー機



【登録団体】

- ・交流サロン内のロッカー（活動に必要な備品等の保管場所）を使用できます。
 - ・コピー機は専用のコピーカードで使用することができます。
- ※コピー機の使用は月～土曜日の8:30～17:15まで。料金は年度末に精算します。

★登録グループ(令和4年9月末時点)

- ・個人ボランティア 20名
- ・ボランティアグループ 58団体

★登録ボランティアの活動分野

高齢者福祉、子ども青少年、障害者福祉、環境保全、交通安全・防犯、防災・災害援助、国際交流など

交流サロンは、保健・福祉会館2階のボランティアセンターの隣室に移動しました。ボランティアやNPO団体、新しくボランティアを始めたい方が、活動や打ち合わせ場所としてご利用できます。

※ご利用できる時間は月～土曜日の8:30～21:00までです。



安心してボランティア活動をするために～活動保険の案内～

ボランティア活動中の本人のケガや、他人にケガをさせた場合、他人の物を壊した場合等の損害賠償責任を補償します。詳細は下記センターにお問い合わせください。

また、災害ボランティアの活動をする際は、災害復旧作業に尽力している被災地の負担を少しでも軽減させるため、可能な限りお住いの地域（出発地）の社協でご加入ください。

★保険加入にはボランティアセンターに登録が必要です。

★自動車による事故は加入者自身のケガのみが対象です。対人・対物事故などは保険の対象外です。

★ボランティア自身の食中毒、新型コロナウイルス感染症などの特定感染症が補償対象です。

★途中脱退による保険料の返戻はありません。



【補償対象の事例】

- ・家事援助活動中に誤って花瓶を割ってしまった
- ・活動中に誤って車いすの方にケガを負わせた
- ・活動中に転んでケガをして通院した・・・など

●登録した方は、神栖市社協からボランティア保険加入助成(一人100円)が受けられます。

【保険の補償期間】

令和4年4月1日～令和5年3月31日

※4月1日以降に加入された場合は手続き完了日の翌日(補償開始日)から令和5年3月31日までとなります。

※申し込みには署名又は印鑑(団体は代表者のみ)が必要。

【令和4年度ボランティア活動保険の補償内容と保険料】

ケガの補償	保険金の種類	加入プラン・補償金額		
		基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン <small>新設</small>
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術療養金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染の補償	補償開始日から10日以内は補償対象外		初日から補償
地震・噴火・津波による死傷	×	○	○	
賠償責任補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料(掛け金)		350円/人	500円/人	550円/人

災害ボランティア活動はこちらのプランをおすすめします

【お問合せ先】神栖市社協 ボランティアセンター

神栖本所 0299-93-1029 (担当: 出口、横田) 波崎支所 0479-48-0294 (担当: 乳井)

市民参加の助け合い活動「ういるかみす」を利用しませんか？

「ういるかみす」は、高齢者・障害者世帯等で「ちょっと誰かに手伝ってほしい」という“利用会員”と、掃除や買い物・外出時の支援などをする“協力会員”による会員制の住民参加型有償在宅福祉サービスです。

■ういるかみすのしくみ

利用会員：市内にお住まいで、お手伝いの必要な高齢者や障害者世帯。

協力会員：ういるかみすの趣旨を理解し、ご協力いただける方。特に資格等は必要ありません。

【現在の登録状況：利用会員39名、協力会員17名】

■利用料金

午前9時～午後5時 **1時間 700円**

その他の時間帯 **1時間 800円**

※利用毎に別途交通費200円が発生します。

※日曜・祝祭日及び年末年始は休みです。

利用会員・協力会員ともに
年会費1,000円が必要です

■サービス内容

- ・ 買い物の代行、掃除、洗濯、お話し相手
- ・ 外出時の付き添い（通院や買い物） ※協力会員の車には乗車できません。
- ・ 庭木のせん定、草取り、簡単な日曜大工 ※原則、介護保険等の制度利用が優先です。



「ういるかみす」協力会員養成講座を開催しました

令和4年9月21日(水)、ういるかみす協力会員養成講座を開催しました。市内在住の4名の方が参加され、安全な車いすの操作方法や利用会員とのコミュニケーションについて学びました。また現在活動中の協力会員から、活動に参加したきっかけや活動内容の紹介がありました。今回の講座を通して参加者4名が新規協力会員に登録し、先輩協力会員と同行しながら活動を始めました。

次回講座開催は、令和5年3月を予定しています。詳細はボランティアセンターマガジンや本会ホームページ等でお知らせします。



【お問合せ先】神栖市社協 ボランティアセンター

神栖本所 0299-93-1029 (担当：出口) 波崎支所 0479-48-0294 (担当：乳井)

赤い羽根共同募金 あたたかい気持ちをお寄せください

10月1日から全国一斉に赤い羽根共同募金運動がスタートしました。お近くの募金箱設置店で、お勤め先で、お住まいの地域で、募金にご参加ください。寄せられた募金は共同募金会を通じて茨城県全体の福祉、神栖市での地域福祉活動に役立てられます。

募金への 参加方法

- ①市内117カ所の募金箱設置店で参加（※設置店情報はホームページに掲載中です）
- ②職場で参加（現在市内58の事業所が取り組んでくれています）
- ③地域で参加（地区や自治会を単位に、自由に取り組んでいただいております）



災害義援金を募集しています

共同募金会では、大雨や台風等による災害により災害救助法が適用された被災地で被災された方々への義援金を募集しています。8月以降に新たに募集された義援金は次の2つ（かつこ内は募集期限）です。

○令和4年8月3日からの大雨災害義援金

青森県・山形県・石川県(12月28日迄)、新潟県(令和5年3月31日迄)、福井県(10月31日迄)

○令和4年台風第15号災害義援金（12月28日迄）

静岡県静岡市・浜松市・沼津市・三島市・富士宮市・島田市・富士市・磐田市・焼津市・掛川市・藤枝市・御殿場市・袋井市・裾野市・湖西市・御前崎市・菊川市・牧之原市・清水町・長泉町・吉田町・川根本町・森町

<義援金の受付>

- ・ 社協窓口に設置した募金箱に募金していただくか、窓口にてご指定いただければ、指定県の共同募金会口座へ送金いたします。ご自身で送金される場合は送金先等をホームページでご確認ください。

共同募金に関するお問合せ先：神栖市共同募金委員会(神栖市社協内) 電話：0299-93-0294 担当：奥村

ボランティアセンターマガジン | 3

食品ロス削減！

もったいないを
橋渡しプロジェクト

令和4年度
中間報告



神栖市社協では、住民の善意とボランティア活動の啓発を図ることを目的に善意金品の預託・払い出し事業を実施しています（善意銀行）。このプロジェクトは、食品ロス削減の取り組みとして、市民や企業・団体が気軽に「食品寄付」を行えるよう環境を整え、寄付食品がよりスムーズに有効活用されるよう市内社会福祉施設やボランティア団体に事前登録をしていただき社協が橋渡しをする取り組みです。プロジェクトを4月から開始して半年が経ちましたので実績を中間報告させていただきます。

🍎食材のご支援ありがとうございます（令和4年4月～9月）

合計**641.3kg**の食材が社協に寄付されました。皆さまのご支援ありがとうございます。

- 【内訳】 ・きずなBOX（食品収集箱）：105.5kg
- ・善意銀行（企業からの備蓄食品などの大口寄付）：535.8kg



🍎皆さまの思いを橋渡ししました

9月末までに**49件**、総重量約**466kg**の食品払い出しを行いました。

社協に登録された市内社会福祉施設やボランティア団体にお渡ししています。（現在の登録数：17）

🍎寄付食品を活用したい施設、団体など大募集

対象：市内社会福祉施設、福祉サービス事業所、ボランティアセンター登録団体など

○寄付食品活用までの流れ

①事前に社協と寄付食品に関する覚書を取り交わします。



②社協から提供食品の情報提供があります。



③マッチング後、食品をお渡しします。



🍎食品の寄付も随時受け付けています

○寄付できる食品：缶詰、レトルト食品、飲み物、インスタント食品、乾麺など

賞味期限が2ヶ月以上ある常温保存できる未開封のもの

ご注意

生もの、酒類、健康食品、ペットフード、賞味期限切れ、賞味期限の表示のないものはお控えください。また、お米の寄付は古米までとしておりますが、お米の状態によってはお受けできない場合がありますので事前にご相談ください。

○寄付方法

・きずなBOX（食品収集箱）への寄付

NPO法人フードバンク茨城と連携し、気軽に食品が寄付できる「きずなBOX(食品収集箱)」を本所ボランティアセンターと波崎支所に設置しています。

・きずなBOXに入らない量の備蓄食品など

神栖市社協で寄付物品として受付させていただきます。
※寄付受付の手続きがありますので事前にご連絡ください。

【お問合せ先】 神栖市社協 ボランティアセンター
神栖本所 0299-93-1029（担当：出口） 波崎支所 0479-48-0294（担当：乳井^{にゅうい}）

4 | ボランティアセンターマガジン

